平成２５年（フ）第４４号
高知県土佐清水市越前町７番17号
破産者　松岡　厚美
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１８３号
青森市安方２丁目９番12―702号
破産者　小田桐竹治
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
青森市安方２丁目９番12―702号
破産者　小田桐フサ
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２５６号
山形市中桜田１丁目１番33号
破産者　佐藤　清貴
1　破産債権の届出期間　平成27年４月27日まで
2　一般調査期日　平成27年５月21日午前10時40分
平成27年３月31日　　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７４０号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目５番23号
破産者　中山　外茂
1　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで
2　一般調査期日　平成27年６月９日午前10時30分
平成27年３月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２７１号
大阪市住之江区新北島７丁目２番27―404号
破産者　坂口　太一
1　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで
2　一般調査期日　平成27年６月１日午後２時30分
平成27年３月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６４２号
大阪府守口市祝町７番11―102号、前住所大阪市平野区加美東１丁目15番16号
破産者　山田　善清
1　破産債権の届出期間　平成27年５月８日まで
2　一般調査期日　平成27年６月22日午後２時30分
平成27年３月31日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期間

平成２５年（フ）第４３６０号
東京都中央区東日本橋２丁目16番４号
破産者　クロスシード株式会社
特別調査期間　平成27年４月28日から平成27年４月30日まで
平成27年３月30日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第１３９号
千葉県松戸市五香南１丁目３番地の22東急ドエルアルス松戸元山402号
破産者　株式会社国分
1　期日　平成27年６月８日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年３月26日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第５３９８号
大阪府守口市東町１丁目17番10号、商業登記簿上の本店所在地大阪府守口市京阪本通１丁目２番９―204号
破産者　東友之会健寿株式会社
異議申述期間　平成27年５月22日まで
平成27年３月31日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

平成２７年（ラ）第１８号（原審仙台地方裁判所大河原支部平成２６年（フ）第４８号）
宮城県白石市旭町１丁目１番１―206号ハイツリバーサイド206
抗告人（破産者）　伊藤　晴彦
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人に対し免責を許可する。
仙台高等裁判所第１民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２００３号
東京都文京区大塚３丁目19番７号
清算株式会社　日萬礦産株式会社
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２０１０号
東京都中央区築地４丁目３番12号503号
清算株式会社　マルケンオノシステム株式会社
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第３００３号
大阪府箕面市船場東３丁目10番28号
清算株式会社　最上フーズ株式会社
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２００５号
東京都中央区日本橋箱崎町36番２号
清算株式会社　ＭＫビルダー株式会社
代表清算人　小室　誠治
1　決定年月日　平成27年３月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
1　特別清算債権
本協定において、「特別清算債権」とは、清算株式会社に対し特別清算開始決定日（以下「開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した協定債権をいう。
2　特別清算債権者
本協定において、「特別清算債権者」とは、特別清算債権を有する債権者をいう。
3　未確定債権
本協定において、「未確定債権」とは、特別清算債権のうち存否及び額が未確定である下記債権をいう。
記
株式会社ふなもと設計が清算株式会社に対し請求する債権金1215万7910円及びこれに対する平成25年２月16日から支払済みまで年６分の割合による金員（福岡地方裁判所平成26年（ワ）第3852号にて訴訟係属中。）。
4　未確定債権者
本協定において、「未確定債権者」とは、未確定債権を有すると主張する者をいう。
第２　弁済及び免除
1　弁済
清算株式会社は、本協定の認可決定確定後、清算株式会社の全ての資産の換価が完了しかつ未確定債権の存否及び額が確定した日から１か月以内に、各特別清算債権者に対し、全資産の換価により得た残存する金員から必要な費用を控除した残額を、各特別清算債権の元本額に応じて按分して弁済する（以下「本件弁済」という。）。
2　免除
特別清算債権者は、清算株式会社に対し、以下のとおり、その債務を免除する。
(i)　本協定の認可決定後、各特別清算債権のうち95％の債務を免除する（以下「第一免除」という。）。